

特定非営利活動法人 宮崎文化本舗 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 宮崎文化本舗 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

(目的)

第3条 この法人は文化事業の開催等を通して、宮崎県民の生活文化・芸術に対する意識の向上と定着を図ると共に、県内のボランティア団体のネットワークを構築し、明るく豊かで楽しい社会生活を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 映画上映会、講演会、音楽会、演劇活動等の文化活動の企画・運営、コーディネート事業
- (2) 市民活動及び、コミュニティ・ビジネスの活性化に関する企画・運営、コーディネート事業
- (3) ボランティア活動のネットワーク化に関する調査・研究・コーディネート・広報・啓発

事業

- (4) 出版事業とITを活用した情報発信
- (5) 多目的ホールの運営による場の提供
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は、学識経験者で総会において推薦されたものを置くことができる。

(入会)

第7条 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 定められた期間内に会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員(団体にあつてはその代表者)のうちから選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において、理事の互選により定める。

3 総会が召集されるまでの間において、補欠または増員のため理事または監事を緊急に選任する必要がある時は、第1項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。
- 5 第18条第1項の規定は、顧問について準用する。

第4章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、年に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を召集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記

すること。)

- (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他、運営に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第33条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事長は前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に召集の必要がある時は、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、原則として理事長があたる。但し、理事長が指名した場合は、その者があたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者がある場合には、その数を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において理事長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算など)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

(余剰金の処分)

第46条 この法人の決算において、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けなければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)に存する残余財産は、総会において正会員総数の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人、社会福祉法人または地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第10章 雑則

第55条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年度通常総会終了の日までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第44条第1項にかかわらず、設立

総会の定めるところによる。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 1,000円
 - (2) 年会費 12,000円

これは現行の定款に相違ありません
特定非営利活動法人宮崎文化本舗
理事 石田達也



(法第28条第1項関係)

特定非営利活動法人 宮崎文化本舗 貸借対照表
(令和4年3月31日現在)

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	576,454		
普通預金	45,329,953		
家賃未収入金	3,747,885		
事業未収入金	10,180,448		
商品	168,226		
立替金	1,137,068		
貸付金	12,424,375		
仮払金	116,726		
未収入金	17,276,596		
前払費用	1,082,807		
仮払消費税	1,037,600		
流動資産合計		93,078,138	
2 固定資産			
建物	43,383,192		
車両運搬具	2		
機械装置	38,828,561		
什器備品	1,392,900		
敷金	5,820,220		
預託金	14,220		
有形固定資産合計		89,439,095	
固定資産合計		89,439,095	
資産合計			182,517,233
II 負債の部			
1 流動負債			
買掛金	5,011,449		
短期借入金	56,851,463		
預り金	146,566		
前受金	12,167,317		
未払費用	5,165,869		
流動負債合計		79,342,664	
2 固定負債			
長期借入金	89,775,000		
固定負債合計		89,775,000	
負債合計			169,117,664
III 正味財産の部			
1 繰越金残高		10,711,006	
前期繰越金		2,688,563	
次期繰越金		13,399,569	
2 その他の正味財産			
正味財産合計			13,399,569
負債・正味財産合計			182,517,233

(法第28条第1項「前事業年度の計算書類(活動計算書)」)

令和3年度 活動計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

(単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
	正会員受取会費	120,000	
			120,000
2. 受取寄附金			
	受取寄附金	7,474,442	
			7,474,442
3. 補助金収入等			
	休眠預金等活用事業	25,736,751	
	みやざきNPO・協働支援センター(NPO活動支援事業)	8,000,000	
	みやざき文化村 補助金事業	1,436,600	
	文化庁 AFF補助金	6,000,000	
	国土交通省居住支援補助金	2,145,858	
	宮崎県山村木材振興課 木質化補助金	225,000	
	その他補助金(雇調金等)	1,393,708	
			44,937,917
4. 委託金収入等			
	みやざきアートセンター指定管理業務	62,712,146	
	宮崎市民活動センター	26,990,740	
	宮崎県環境情報センター	12,818,000	
	宮崎県国民文化祭アートフェスティバル運営事業	9,400,000	
	宮崎県環境森林課 オープンイノベーション	7,950,000	
	県民とともに築く明日のみやざきづくり拠点事業	6,174,000	
	宮崎県木材協同組合連合会業務委託	4,504,500	
	宮崎自然休養村センター委託費	4,165,726	
	休眠預金等活用事業(コロナ枠業務委託)	2,710,517	
	フィルム・コミッション機能強化事業	2,690,000	
	JLYP事務局経費	2,115,696	
	九州環境パートナーシップオフィス運営支援業務	1,339,800	
	花ボラネットみやざき事務局	765,182	
	萩の台公園運営管理クロスカントリー大会委託費	527,000	
	地域おこし協力隊企画運営(前期)	480,678	
	宮崎県庁見学ツアーに関する業務	300,000	
	みたま園広報活動事業委託費	213,339	
	その他委託金収入	3,432,000	
	委託人件費収入	18,452,803	
			167,742,127
5. 事業収益			
	宮崎キネマ館事業収益	73,669,776	
	宮崎キネマ館会費収益	2,200,050	
	みやざきNPOハウス事業収入	4,775,718	
	宮崎市民活動センター自主事業収入	934,390	
	自然休養村センター自主事業収入・利用料金(文化本舗)	6,141,533	
	みやざきアートセンター自主事業収入	1,074,418	
	みやざきアートセンター貸館収入	561,988	
	みやざきアートセンター定期講座収入	1,007,545	
	その他(原稿料・講演謝金等)	3,657,722	
			94,023,140
7. その他収益			
	受取利息	429	
	雑収入	8,865,803	
			8,866,232
経常収益計			323,163,858

科目		金額	
II 経常費用			
	事業費(1) 人件費		
	給料手当	65,747,476	
	賞与	1,539,825	
	雑給	96,109	
	法定福利費	10,060,743	
	福利厚生費	560,561	
	人件費計	78,004,714	
	(2) その他経費		
	キネマ館仕入	36,256,550	
	休養村仕入	1,982,002	
	助成金	17,047,878	
	事業経費	499,512	
	研修費	53,696	
	委託人件費	15,166,987	
	委託費	13,387,797	
	広告宣伝費	1,991,997	
	印刷費	3,672,569	
	運賃	326,766	
	旅費交通費	4,338,544	
	会議費	23,248	
	接待交際費	1,732,451	
	車両費	379,315	
	通信費	4,609,168	
	水道光熱費	6,118,623	
	保守管理費	75,743	
	租税公課	1,722,362	
	消耗品費	3,517,138	
	事務用品費	62,293	
	新聞・図書費	453,610	
	賃借料	777,287	
	修繕費	621,615	
	保険料	475,061	
	支払手数料	599,058	
	支払報酬	4,018,720	
	減価償却費	5,931,594	
	地代家賃	12,015,298	
	リース料	2,618,276	
	寄付金	21,700	
	諸会費	241,342	
	開催経費	305,200	
	植栽管理	633,217	
	機械警備	194,040	
	雑費	2,887,878	
	維持・管理費	1,387,827	
	その他経費計	146,146,362	
	事業費計		224,151,076
	管理費(1) 人件費		
	役員報酬	5,400,000	
	給料手当	28,177,490	
	賞与	659,925	
	雑給	41,189	
	法定福利費	4,311,747	
	福利厚生費	240,240	
	人件費計	38,830,591	
	(2) その他経費		
	研修費	23,012	
	委託人件費	6,500,137	
	委託費	5,737,628	
	広告宣伝費	853,713	
	印刷費	1,573,958	
	運賃	140,043	
	旅費交通費	1,859,376	
	会議費	9,964	
	接待交際費	742,479	
	車両費	162,564	
	通信費	1,975,358	
	水道光熱費	2,622,267	
	保守管理費	32,461	
	租税公課	738,155	
	消耗品費	1,507,345	
	事務用品費	26,697	
	新聞・図書費	194,405	
	賃借料	333,123	
	修繕費	266,406	
	保険料	203,598	
	支払手数料	256,739	
	支払報酬	1,722,308	
	減価償却費	2,542,112	
	地代家賃	5,149,414	
	リース料	1,122,118	
	寄付金	9,300	
	諸会費	103,433	
	開催経費	130,800	
	植栽管理	271,379	
	機械警備	83,160	
	雑費	1,237,662	
	維持・管理費	594,783	
	その他経費計	38,725,897	
	管理費計		77,556,488
経常費用計			301,707,564
	当期経常増減額		21,456,294
III 経常外費用			
	支払利息	1,258,235	
	雑損失	0	
	企画展損失	9,487,053	
	固定資産除却損	0	
経常外費用計			10,745,288
	税引前当期正味財産増減額		10,711,006
	消費税額		0
	当期正味財産増減額		10,711,006
	前期繰越正味財産額		2,688,563
	次期繰越正味財産額		13,399,569